

議案第64号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、職員の給与に関する条例の適用対象を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和30年葛飾区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）

(2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）

第23条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改める。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第27条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第27条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第27条の5に次の1項を加える。

3 第7条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

別表第5備考第2項中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第5備考第2項の改正規定 公布の日

(2) 第27条第1項、第27条の2第2号及び第27条の4第1項の改正規定 令和元年12月14日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の第27条第1項、第27条の2第2号及び第27条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。